

# 所得税及び復興特別所得税の予定納税（第1期分）の納税をお忘れなく

|                         |    |                     |
|-------------------------|----|---------------------|
| 所得税及び復興特別所得税の予定納税（第1期分） | 納期 | 令和3年7月1日（木）～8月2日（月） |
|-------------------------|----|---------------------|

## 予定納税とは

前年分の所得金額や税額などを基に計算した予定納税基準額が15万円以上となる場合には、原則、この予定納税基準額の3分の1相当額をそれぞれ7月（第1期分）と11月（第2期分）に納めることとなっています。この制度を「予定納税」といいます。予定納税額は、確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

## 納税する額

予定納税が必要な方には、6月中旬に税務署から「令和3年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」が送付されています。この通知書に記載された第1期分の金額が納税する額です。

## 予定納税の減額申請

廃業、休業又は業況不振などの理由により、令和3年6月30日（水）の現況による令和3年分の「申告納税見積額（年間所得や所得控除などを見積もって計算した税額）」が、税務署から通知されている「予定納税基準額」よりも少なくなると見込まれる場合等は、予定納税の減額申請をすることができます。

第1期分の予定納税の減額申請をする場合は、令和3年7月15日（木）までに「予定納税額の減額申請書」（ ）に必要事項を記載した上で、所轄税務署に提出してください。

なお、税務署では、その申請について承認、一部承認又は却下のいずれかを決定し、その結果を書面でお知らせします。

「予定納税額の減額申請書」は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）に掲載しているほか、税務署窓口にも用意しています。

## 予定納税額の納付

|              |  |
|--------------|--|
| 振替納税を利用している方 | 納期の最終日（令和3年8月2日（月））に指定の金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされます。納期の最終日の前日までに預貯金残高をご確認ください。<br>なお、振替納税に係る領収証書は発行されませんので、ご注意ください。  |
| その他の方        | 納期の最終日（令和3年8月2日（月））までに次の方法により納付してください。<br>1 e-Taxを利用した電子納税<br>スマートフォンやご自宅等のパソコンなどから、インターネットバンキングなどで納付することができます。詳しくは、e-Tax ホームページ（ <a href="https://www.e-tax.nta.go.jp/nozei.html">https://www.e-tax.nta.go.jp/nozei.html</a> ）をご覧ください。<br>2 クレジットカード納付<br>インターネットを利用して専用のWeb画面からクレジットカードにより納付することができます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。<br><a href="https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/nofu-shomei/nofu/credit_nofu/index.htm">https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/nofu-shomei/nofu/credit_nofu/index.htm</a><br>3 コンビニ納付<br>第1期の納付金額が30万円以下の場合には、「令和3年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」に同封されているバーコード付納付書を使用して、コンビニエンスストアで納付することができます。<br>4 窓口納付<br>金融機関又は税務署の窓口で納付することができます。 |

納付には便利な振替納税をご利用ください。

## 確定申告の際には、予定納税額の申告書への記載を忘れずに

確定申告の際には、申告書に予定納税額（第1期分と第2期分の合計額）を記載する必要がありますので、記載忘れにご注意ください。